

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-294973  
(P2005-294973A)

(43) 公開日 平成17年10月20日(2005.10.20)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)
H04L 12/56	H04L 12/56 400Z	5K030
H04L 29/14	H04L 13/00 313	5K035

審査請求 有 請求項の数 4 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2004-103670 (P2004-103670)	(71) 出願人	000233491 日立電子サービス株式会社 神奈川県横浜市戸塚区品濃町504番地2
(22) 出願日	平成16年3月31日(2004.3.31)	(74) 代理人	110000198 特許業務法人湘洋内外特許事務所
		(72) 発明者	岡田 尚志 神奈川県横浜市戸塚区品濃町504番地2 日立電子サービス株式会社内
		(72) 発明者	廣田 陽一 神奈川県横浜市戸塚区品濃町504番地2 日立電子サービス株式会社内
		(72) 発明者	山岸 令和 神奈川県横浜市戸塚区品濃町504番地2 日立電子サービス株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ネットワーク監視システムおよびネットワーク監視方法

(57) 【要約】

【課題】 ネットワーク監視装置がデータの取得を停止したときに、他のネットワーク監視装置にもデータの取得を停止させる。

【解決手段】

ホストコンピュータ2(2a, 2b)とLANアナライザ1(1a, 1b)とがネットワーク8(8a, 8b)を介して接続されている。ホストコンピュータ2は、所定の事象の発生を検知するとLANアナライザ1へそれを通知するためのパケットを送信する。LANアナライザ1は、ネットワーク8から取り込んだパケットを記憶する記憶部と、ネットワーク8からパケットを取り込み、当該取り込んだパケットに含まれている情報を記憶部へ格納する取り込み手段と、ネットワーク8から取り込んだパケットが所定の事象の発生を通知するためのパケットであるときは、それ以降、取り込み手段に記憶部へのパケットの格納を停止させる制御手段と、前記制御手段により前記記憶部へのパケットの格納が停止すると、その旨を通知するためのパケットを予め定められた送信先へ送信する手段と、を備える。

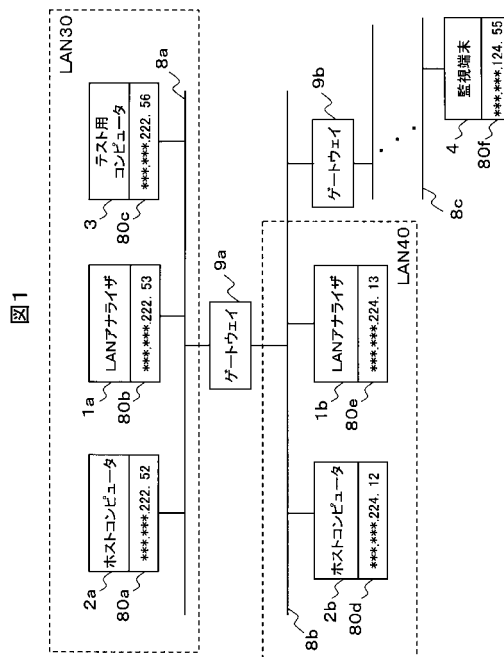


図1

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

ホストコンピュータとネットワーク監視装置とがネットワークを介して接続されていて、

前記ホストコンピュータは、

所定の事象の発生を検知すると前記ネットワーク監視装置へ前記所定の事象の発生を通知するためのパケットを送信する手段を備え、

前記ネットワーク監視装置は、

前記ネットワークから取り込んだパケットを記憶する記憶部と、

前記ネットワークからパケットを取り込み、当該取り込んだパケットに含まれている情報 10  
を前記記憶部へ格納する取り込み手段と、

前記ネットワークから取り込んだパケットが前記所定の事象の発生を通知するためのパケットであるときは、それ以降、前記取り込み手段に前記記憶部へのパケットの格納を停止させる制御手段と、

前記制御手段により前記記憶部へのパケットの格納が停止すると、その旨を通知するためのパケットを予め定められた送信先へ送信する手段と、を備えるネットワーク監視システム。

**【請求項 2】**

前記予め定められた送信先は、前記ネットワークとゲートウェイを介して接続された他のネットワークに接続されている他のネットワーク監視装置である請求項 1 記載のネットワーク監視システム。 20

**【請求項 3】**

前記記憶部に格納されている前記パケットに含まれている情報を、前記ネットワークを監視するための監視端末へ送信する手段をさらに備える請求項 1 記載のネットワーク監視システム。

**【請求項 4】**

ホストコンピュータが、所定の事象の発生を検知すると前記所定の事象の発生を通知するためのパケットをネットワーク監視装置へ送信し、

前記ネットワーク監視装置は、

ネットワークからパケットを逐次取り込み、当該取り込んだパケットに含まれている情報 30  
を記憶部へ格納する処理を行っているときに、前記所定の事象の発生を通知するためのパケットを受信すると、それ以降、前記ネットワークから取り込んだパケットを前記記憶部へ格納することを停止し、

前記記憶部へのパケットの格納が停止すると、その旨を通知するためのパケットを予め定められた送信先へ送信するネットワーク監視方法。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、ネットワーク監視のための技術に関し、特にネットワークからのパケットの取り込みを制御する技術に関する。 40

**【背景技術】****【0002】**

ネットワークトラブルの原因を解析するために、ネットワーク上のパケットを取り込んで、ログとして保持する LAN アナライザなどのネットワーク監視装置が広く用いられている。LAN アナライザでは、このパケットを保持するための記憶領域は容量が限られているので、サイクリックに利用される。したがって、一定時間が経過すると取り込んだパケットであっても上書きされて、消失する。

**【0003】**

そこで、従来の LAN アナライザでは、例えば、プロトコルに TCP/IP を採用しているネットワークであれば、物理層、データリンク層、ネットワーク層、トランスポート 50

層、セッション層でのプロトコルエラーを検出し、データの取得を停止して、その時点で記憶領域に保持されているデータが消失しないようにするストップトリガー機能がある。

【0004】

また、ホストコンピュータが実行しているアプリケーションにおいてエラーが発生したときでもストップトリガーをかけるためのネットワーク監視システムが、例えば特許文献1に記載されている。

【0005】

【特許文献1】特開2002-64507公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

10

【0006】

ここで、特許文献1では、エラーの起きたホストコンピュータから送られたパケットを同一セグメント内のLANアナライザが受信すると、データの取得を停止する。

【0007】

しかし、エラーの起きたホストコンピュータから送られたパケットが届かないところに設置されているLANアナライザは、ストップトリガーがかからず、データの取得を停止することがない。また、LANアナライザがストップトリガーによりデータの取得を停止しても、ネットワーク上の他の装置はそれを知り得ない。

【0008】

本発明の目的は、ネットワーク監視装置がデータの取得を停止したときに、他のネットワーク監視装置にもデータの取得を停止させるための技術を提供することである。

20

【0009】

本発明の他の目的は、ネットワーク監視装置がデータの取得を停止したときに、ネットワーク上の他の装置へデータの取得が停止したことを通知するための技術を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明の一つの実施態様に従うネットワーク監視システムは、ホストコンピュータとネットワーク監視装置とがネットワークを介して接続されている。前記ホストコンピュータは、所定の事象の発生を検知すると前記ネットワーク監視装置へ前記所定の事象の発生を通知するためのパケットを送信する手段を備える。前記ネットワーク監視装置は、前記ネットワークから取り込んだパケットを記憶する記憶部と、前記ネットワークからパケットを取り込み、当該取り込んだパケットに含まれている情報を前記記憶部へ格納する取り込み手段と、前記ネットワークから取り込んだパケットが前記所定の事象の発生を通知するためのパケットであるときは、それ以降、前記取り込み手段に前記記憶部へのパケットの格納を停止させる制御手段と、前記制御手段により前記記憶部へのパケットの格納が停止すると、その旨を通知するためのパケットを予め定められた送信先へ送信する手段と、を備える。

30

【0011】

好適な実施形態では、前記予め定められた送信先は、前記ネットワークとゲートウェイを介して接続された他のネットワークに接続されている他のネットワーク監視装置であっても良い。

40

【0012】

好適な実施形態では、前記記憶部に格納されている前記パケットに含まれている情報を、前記ネットワークを監視するための監視端末へ送信する手段をさらに備えることもできる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

以下、本発明の一実施形態に係るネットワークシステムについて、図面を用いて説明する。

50

## 【 0 0 1 4 】

図 1 は、本実施形態に係るネットワークシステムの全体構成図である。すなわち、本システムは、ネットワーク監視装置である LAN アナライザ 1 ( 1 a , 1 b ) と、ホストコンピュータ 2 ( 2 a , 2 b ) とがネットワーク 8 ( 8 a , 8 b ) を介して接続されている。ここでは、ネットワーク 8 a には、LAN アナライザ 1 a と、ホストコンピュータ 2 a と、テスト用コンピュータ 3 a とが接続され、LAN ( Local Area Network ) 3 0 が形成されている。ネットワーク 8 b には、LAN アナライザ 1 b と、ホストコンピュータ 2 b とが接続され、LAN 4 0 が形成されている。LAN 3 0 , 4 0 には、それぞれホストコンピュータ 2 a , 2 b が複数台あってもよい。各ホストコンピュータ 2 a , 2 b は、それぞれの LAN 3 0 , 4 0 内の他のホストコンピュータおよび他の LAN 3 0 , 4 0 のホストコンピュータと通信を行うことができる。

10

## 【 0 0 1 5 】

ネットワーク 8 a とネットワーク 8 b とはゲートウェイ 9 a を介して接続され、WAN ( Wide Area Network ) が形成されている。従って、LAN 3 0 および LAN 4 0 は、互いに異なるセグメントである。また、ネットワーク 8 b には、さらにゲートウェイ 9 b が接続されていて、さらに別のネットワークと接続されている。そして、数段先のネットワーク 8 c には、このネットワークシステム全体を監視する監視端末 4 が接続されている。

## 【 0 0 1 6 】

図 1 に示すネットワークシステムは、通信プロトコルに TCP / IP を用いることができる。ただし、通信プロトコルは TCP / IP に限定されない。たとえば、他の通信プロトコルを用いてもよいし、IP ( インターネットプロトコル ) と、TCP ( トランスミッションコントロールプロトコル ) 以外の上位プロトコルとを組み合わせてもよい。

20

## 【 0 0 1 7 】

本実施の形態では、ホストコンピュータ 2 a , 2 b が、あらかじめ定められた事象の発生を検出して、それを LAN アナライザ 1 a , 1 b が検知可能な事象に変換を行う。例えば、コンピュータ 2 a , 2 b が、アプリケーション層でのエラー等を検出すると、ネットワーク上にあるすべてのコンピュータにとって、論理的に存在しない IP アドレス ( 新規に割り当てられた IP アドレス ) 、または LAN アナライザ 1 の IP アドレスに対する ping コマンドの発行という事象に変換する。

## 【 0 0 1 8 】

LAN アナライザ 1 は、ネットワークのトラブル発生時等に設置され、ネットワーク上のパケットを取り込んで、このパケットに含まれている情報を保持する。ネットワークの保守担当者は、LAN アナライザ 1 に保持されたパケットに含まれている情報を解析して、トラブルの原因の究明に役立てる。LAN アナライザ 1 の詳細な構成は図 2 ( a ) を用いて説明する。

30

## 【 0 0 1 9 】

LAN アナライザ 1 は、図 2 ( a ) に示すように、キーボード等の入力装置 1 0 1 および CRT、液晶ディスプレイ等の表示装置 1 0 2 が接続されている。LAN アナライザ 1 は、ネットワーク上のパケットを取り込んで保持するキャプチャー部 1 2 と、IP アドレス記憶部 1 3 と、データ判別部 1 4 と、プロトコル検査部 1 5 と、データ取得制御部 1 6 と、データベース 1 7 と、表示制御部 1 8 とを、その内部機能として備える。これらの内部機能は、プロセッサが所定のプログラムを読み込んで、それを実行することにより実現される。

40

## 【 0 0 2 0 】

キャプチャー部 1 2 は、ネットワークからデータを取り込むデータ取込部 1 2 1 と、取り込んだデータを保持するデータ保持部 1 2 2 とを有する。データ取込部 1 2 1 は、ネットワーク上のパケットを取り込み、このパケットに含まれる一部または全部の情報をデータ保持部 1 2 2 へ格納する。データ保持部 1 2 2 は、データ取込部 1 2 1 が取り込んだパケットに含まれる情報をログとして保持する。データ保持部 1 2 2 は、例えば、一定の容量を持つサイクリックバッファで構成される。つまり、例えば 1 0 0 メガバイト程度の容

50

量を持ち、パケットを順次記憶していき、全領域にデータが記憶された状態になると、時間的に最も古いデータに上書きして記憶していく。

【0021】

データ保持部122に格納されているログデータは、データベース17へコピーすることができる。これにより、データ保持部122にデータが上書きされてデータが消失することを防止できる。例えば、後述するように、キャプチャーが停止されたときのデータ保持部122の内容をデータベース17へコピーして確保しておけば、保守担当者がこれをエラー解析などに利用することができ、かつ、直ちにキャプチャーを再開できる。

【0022】

IPアドレス記憶部13には、自己のIPアドレス、同じLANに属するテスト用コンピュータ3に設定されたIPアドレス、別セグメントのLANに属するLANアナライザ1のIPアドレス、および監視端末4のIPアドレスが記憶されている。例えば、LANアナライザ1aのIPアドレス記憶部13には、自己のIPアドレス80b、テスト用コンピュータ3aのIPアドレス80c、LANアナライザ1bのIPアドレス80eおよび監視端末4のIPアドレス80fが記憶されている。

10

【0023】

データ判別部14は、キャプチャー部12が取り込んだパケットが特定の packets であるかどうかを判別する。判別の結果、特定の packets である場合は、その旨をデータ取得制御部16へ通知する。この特定の packets とは、例えば、後述するように、ホストコンピュータ2でエラー、あるいは警告に相当するような所定の事象が発生したことを通知するための packets (APエラー通知) であってもよいし、あるいは、別セグメントのLANアナライザ1がキャプチャーを停止したことを通知するための packets (キャプチャー停止通知) であってもよい。特定の packets であるかは、例えば、取り込んだ packets の送信先のIPアドレスがIPアドレス記憶部13に記憶されているIPアドレスと一致するかどうかで判別しても良い。例えば、LANアナライザ1aにおけるAPエラー通知の判定は、取り込んだ packets の送信先IPアドレスが、IPアドレス80cまたは自己のIPアドレス80bであるかにより行う。また、LANアナライザ1aにおけるキャプチャー停止通知の判定は、発信元IPアドレスがLANアナライザ1bのIPアドレス80eであるかにより行う。いずれの場合も、さらに、取り込んだ packets が Ping コマンドであるかどうかを併せて判別してもよい。

20

30

【0024】

プロトコル検査部15は、ネットワーク8から取り込んだ packets にプロトコル異常があるかを判定する。例えば、プロトコル検査部15は、プロトコルの下位階層の異常を検出する。プロトコルの異常があったときは、データ取得制御部16へその旨を通知する。

【0025】

データ取得制御部16は、キャプチャー部12が行うキャプチャーを停止させるなど、キャプチャーの制御を行う。例えば、データ判別部14から、特定の packets を受信したことの通知を受けたり、プロトコル検査部15からプロトコル異常の通知を受けたりすると、キャプチャー部12に対してキャプチャーを停止させるように指示する。キャプチャーの停止とは、例えば、その特定の packets より後の packets を保持しないようにすることである。つまり、特定の packets より後にネットワーク上を伝送されてくる packets は、データ取込部121が取り込まないように制限してもよいし、特定の packets より後にネットワーク上を伝送されてきて、データ取込部121が取り込んだ packets については、データ保持部122へ書き込まないようにしてもよい。

40

【0026】

こうすることで、特定の packets を受信した以降、データ保持部122の記憶内容が更新されて、書きかえられてしまうことを回避できる。その結果、特定の packets を受信する直前にネットワーク上に存在した packets に関する情報がデータ保持部122に残って保持され続け、上書きされてしまうことがない。

【0027】

50

また、データ取得制御部 16 は、上述のようにしてキャプチャー部 12 にキャプチャーを停止させると、これを別セグメントの LAN アナライザ 1、あるいは、監視端末 4 など、他の装置へ通知するためのパケットを生成して、送信する。例えば、LAN アナライザ 1a のデータ取得制御部 16 は、IP アドレス記憶部 13 を参照して、LAN アナライザ 1b および監視端末 4 へキャプチャー停止を通知するためのパケットを生成し、ネットワーク 8a へ出力する。

【0028】

また、別セグメントの LAN アナライザ 1 からのキャプチャー停止通知を受けてキャプチャーを停止させたときは、そのキャプチャー停止通知の送信元の LAN アナライザ 1 に対してキャプチャー停止完了を通知するためのリプライを返しても良い。

10

【0029】

さらに、データ取得制御部 16 は、キャプチャーが停止しているときに、データ保持部 122 に保持されているログデータをデータベース 17 へコピーする。データベース 17 へのコピーが完了すると、データ取得制御部 16 はキャプチャー部 12 に対して、キャプチャーを再開するよう指示しても良い。

【0030】

また、データ取得制御部 16 は、データ保持部 122 に保持されているログデータを監視端末 4 へ送信する。ここで、監視端末 4 へ送信するデータは、データ保持部 122 に保持されている全データであっても良いし、一部のデータ（例えば、取り込んだ日時が新しいものから所定時間内のもの）であってもよい。このとき、データ保持部 122 からデータベース 17 へコピーされたデータを用いて転送しても良い。

20

【0031】

監視端末 4 がログデータを受信すると、これを報知するために図示しない表示装置にポップアップウィンドウでエラーメッセージを表示したり、警報音を発したりしても良い。また、ネットワークの保守担当者は、監視端末 4 で受信したログデータを図示しない表示装置、プリンタなどへ出力して、エラーの原因解析に利用できる。

【0032】

入出力制御部 18 は、入力装置 101 および表示装置 102 の制御を行う。例えば、入力装置 101 から入力を受け付け、表示装置 102 にデータ保持部 122 に保持しているログデータを表示させる。

30

【0033】

次に、ホストコンピュータ 2 について説明する。ホストコンピュータ 2a およびホストコンピュータ 2b には、それぞれ IP アドレス 80a, 80d が割り振られていて、相互に通信を行い、所定のアプリケーションを実行することができる。

【0034】

ホストコンピュータ 2 の詳細な構成を図 2 (b) に示す。同図に示すように、ホストコンピュータ 2 は、通信制御部 21 と、1 以上のデータ処理部 22 と、データ処理部 22 でのエラー発生を検出するエラー検出部 23 と、IP アドレス記憶部 24 を、その内部機能として備える。これらの内部機能は、プロセッサが所定のプログラムを読み込んで、それを実行することにより実現される。

40

【0035】

通信制御部 21 は、ネットワーク上の他の装置との通信を制御する。例えば、LAN 8 上のパケットを取得し、自コンピュータ 2 宛てのパケットを受け付ける。また、ネットワーク上の他の装置へ送信するために、パケットを生成して、LAN 8 へ出力する。

【0036】

データ処理部 22 は、通信制御部 21 が受け付けたパケットが示す情報に基づいて、ユーザが定義した所定のアプリケーション処理を行う。

【0037】

エラー検出部 23 は、データ処理部 22 であらかじめ定められた事象が発生したかどうかを監視し、当該事象が発生するとそれを検出する。エラー検出部 23 が検出すべき事象

50

は、ユーザが任意に指定することができる。たとえば、データ処理部 22 における処理の異常終了、他の装置との通信処理におけるタイムアウト等の通信不良、プロトコルの上位階層でのエラー等を検出するようにしてもよい。さらに、いわゆる警告のような軽微な不具合をエラーとして検出するようにしてもよい。

【0038】

さらに、エラー検出部 23 がエラーを検出すると、IP アドレス記憶部 24 に記憶されている IP アドレスの装置に対して AP エラーの検出を通知する。例えば、IP アドレス記憶部 24 に記憶されている IP アドレスへ宛てて、AP エラー通知として Ping コマンドを発行するように通信制御部 21 へ指示する。

【0039】

IP アドレス記憶部 24 は、同一セグメントおよび別セグメントのテスト用コンピュータ 3 あるいは LAN アナライザ 1 に設定された IP アドレスを記憶する。例えば、ホストコンピュータ 2a の IP アドレス記憶部 24 には、テスト用コンピュータ 3a の IP アドレス 80c と、LAN アナライザ 1a の IP アドレス 80b とが記憶される。ホストコンピュータ 2b の IP アドレス記憶部 24 には、LAN アナライザ 1b の IP アドレス 80e が記憶される。

【0040】

テスト用コンピュータ 3a は、ネットワークトラブルの解析用に設置されるコンピュータである。したがって、通常時には設置する必要はない。各テスト用コンピュータ 3a には、それぞれ IP アドレス 80c が割り振られている。テスト用コンピュータ 3 は、IP アドレスを割り振って、ネットワーク 8 に接続できる装置であればなんでもよい。

【0041】

次に、LAN アナライザ 1 の処理手順について、図 3 のフローチャートを用いて説明する。

【0042】

まず、LAN アナライザ 1 が動作を開始すると、キャプチャー部 12 がネットワーク 8 上のパケットを取り込み、データ保持部 122 へ格納する (S11)。

【0043】

次に、プロトコル検査部 15 は、取り込んだパケットを解析し、プロトコルに異常がないか検査する (S12)。また、データ判別部 14 は、取り込んだパケットがホストコンピュータ 2 からの AP エラー通知であったかの判定 (S13)、および、別セグメントの LAN アナライザ 1 からのキャプチャー停止通知であったかを判定する (S14)。なお、ステップ S12 ~ S14 は、これ以外の順序で判定を行ってもよい。また、ステップ S12 ~ S14 の処理は、ステップ S11 のデータ保持部 122 へのデータ格納前に行ってもよい。

【0044】

ステップ S12 ~ S14 のいずれかにも該当しない場合は、ステップ S11 へ戻る。一方、ステップ S12 ~ S14 のいずれかに該当する場合は、データ取得制御部 16 の指示に基づき、キャプチャー部 12 はキャプチャーを停止する (S15)。

【0045】

キャプチャーが停止すると、データ取得制御部 16 がキャプチャー停止通知パケットを生成し、他の LAN に属する LAN アナライザ 1 へ送信する (S16)。

【0046】

次に、データ保持部 122 に格納されているログデータがデータベース 17 へ格納される (S17)、監視端末 4 へ転送される (S18)。

【0047】

これにより、WAN において、あるセグメントの LAN アナライザ 1 がエラーなどを検知してキャプチャーを停止すると、別セグメントの LAN アナライザのキャプチャーも停止させることができる。この結果、ある LAN アナライザ 1 がエラーを検知してキャプチャーを停止させたときに、そのエラーの原因が別セグメントのホストコンピュータ 2 から

10

20

30

40

50

受信したデータにあるようなときでも、別セグメントのLANアナライザ1のログを確保できるので、その原因究明が容易になる。

【0048】

上述した本発明の実施形態は、本発明の説明のための例示であり、本発明の範囲をそれらの実施形態にのみ限定する趣旨ではない。当業者は、本発明の要旨を逸脱することなしに、他の様々な態様で本発明を実施することができる。

【図面の簡単な説明】

【0049】

【図1】本発明の一実施形態に係るネットワークシステムの構成図である。

【図2】LANアナライザおよびホストコンピュータの詳細な構成図である。

10

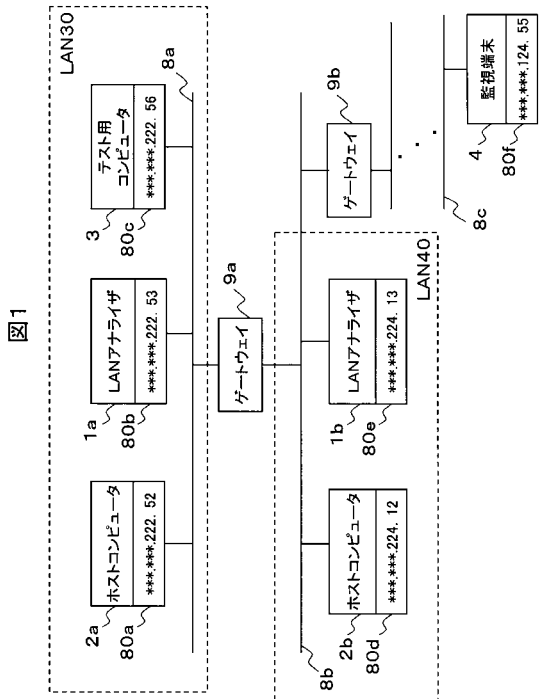
【図3】LANアナライザの処理手順を示すフローチャートである。

【符号の説明】

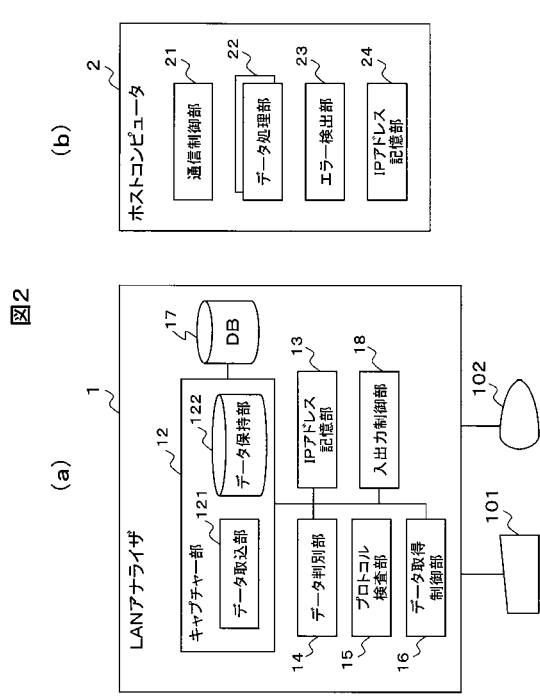
【0050】

1...LANアナライザ、2...ホストコンピュータ、4...監視端末、8...ネットワーク、9...ゲートウェイ、12...キャプチャ部、16...データ取得制御部

【図1】

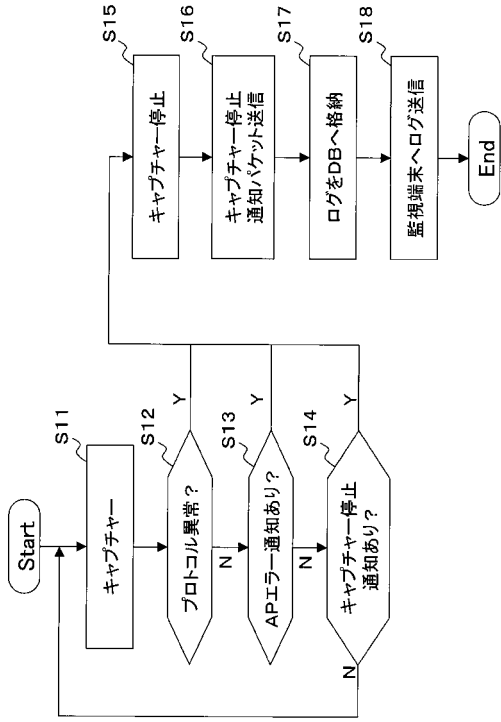


【図2】



【 図 3 】

図3



フロントページの続き

(72)発明者 武貞 睦治

神奈川県横浜市戸塚区品濃町504番地2 日立電子サービス株式会社内

Fターム(参考) 5K030 GA14 HA08 HD03 JA10 KA02 MA04 MC08

5K035 AA03 BB01 DD01 EE01 LL01

【要約の続き】

【選択図】 図1